

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月11日
【四半期会計期間】	第111期第1四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	株式会社アルバック
【英訳名】	ULVAC, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 小日向 久治
【本店の所在の場所】	神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地
【電話番号】	(0467)89 - 2033
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 中村 孝男
【最寄りの連絡場所】	神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地
【電話番号】	(0467)89 - 2033
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 中村 孝男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第110期 第1四半期連結 累計期間	第111期 第1四半期連結 累計期間	第110期
会計期間	自平成25年 7月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 7月1日 至平成26年 9月30日	自平成25年 7月1日 至平成26年 6月30日
売上高 (百万円)	42,834	39,245	173,878
経常利益 (百万円)	3,978	2,411	13,384
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,340	1,360	11,538
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,201	3,956	14,475
純資産額 (百万円)	63,555	78,284	72,238
総資産額 (百万円)	239,406	231,489	230,791
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	65.03	24.91	223.18
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	43.75	21.59	165.62
自己資本比率 (%)	24.8	31.7	29.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,044	1,095	32,213
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,251	892	3,023
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,543	2,555	16,881
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	45,618	53,220	57,012

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、個人消費の足踏みに加え輸出が横ばいで推移するなど、このところ弱さもみられますが、緩やかな回復基調が続いております。

米国は、金融緩和縮小による影響に留意が必要ではありますが、景気は緩やかに回復しております。欧州においては、一部に一服感がみられるものの全体として景気は持ち直しております。一方、中国を中心としたアジア地域では、景気の拡大テンポは緩やかなものとなっております。

当社グループを取り巻くエレクトロニクス市場においては、スマートフォンやタブレットPCが市場を牽引し、それらに搭載される中小型の液晶パネルや半導体、電子部品の出荷が増加いたしました。また、薄型テレビやPC市場は、横ばいもしくは減少の傾向にあり、大型液晶パネルやPC向け半導体の出荷は伸び悩みました。

液晶ディスプレイ製造装置の設備投資についても、各社の投資一巡による一服感がみられ、低調に推移いたしました。自動車市場においては、引き続きエコカーなどの販売が好調なことから、カーエレクトロニクス製品をはじめ自動車部品向けの設備投資が堅調に推移いたしました。

このような状況において、当第1四半期連結累計期間につきましては、受注高は339億4百万円（前年同期比35億8百万円（9.4%）減）、売上高は392億45百万円（同35億90百万円（8.4%）減）となりました。損益につきましては、営業利益は20億32百万円（同13億87百万円（40.6%）減）、経常利益は24億11百万円（同15億66百万円（39.4%）減）となり、四半期純利益につきましては、13億60百万円（同19億80百万円（59.3%）減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

「真空機器事業」

真空機器事業を品目別に見ますと次のとおりであります。

(FPD及びPV製造装置)

FPD（フラットパネルディスプレイ）製造装置においては、大型液晶ディスプレイ製造装置の投資が前年度下期に増加した反動で当第1四半期が端境期となり、受注高は前年同期を下回りました。売上高は、中国を中心に大型液晶ディスプレイ製造装置や、有機EL製造装置が寄与いたしました。前年度の受注時期の関係から一時的に減少いたしました。

(半導体及び電子部品製造装置)

半導体関連では、モバイルDRAM、NANDフラッシュメモリ用スパッタリング装置や自然酸化膜除去装置が、電子部品関連では、モバイル機器向け高機能デバイス製造装置、パワー半導体、LED製造装置がそれぞれ寄与し、受注高、売上高ともに前年同期を上回りました。

(コンポーネント)

コンポーネント関連は、半導体、電子部品、FPD業界や自動車関連向けを中心に堅調に推移いたしました。

(一般産業用装置)

一般産業用装置関連では、自動車部品製造用真空熱処理炉等を中心にほぼ前年並みで推移いたしました。

その結果、真空機器事業の受注高は256億77百万円、受注残高は546億88百万円、売上高は315億64百万円となり、12億15百万円の営業利益となりました。

「真空応用事業」

真空応用事業を品目別に見ますと次のとおりであります。

（材料）

スパッタリングターゲット関連では、主に日本、韓国などの主要パネルメーカーから液晶ディスプレイ用スパッタリングターゲットを受注し、前年同期を上回る受注を計上いたしました。

（その他）

分析装置関連では、日本や海外の研究機関向けに、また、マスクブランクス関連では、スマートフォンやタブレット端末向け及びパネルの高精細化に伴う需要の増加を受け、売上は堅調に推移いたしました。

その結果、真空応用事業の受注高は82億27百万円、受注残高は88億17百万円、売上高は76億81百万円となり、7億97百万円の営業利益となりました。

なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）キャッシュ・フローの状況

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前四半期純利益、減価償却費などのプラス要因に対し、売上債権の増加、たな卸資産の増加、仕入債務の減少、前受金の減少などのマイナス要因により、10億95百万円の支出となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有形及び無形固定資産の取得による支出などにより、8億92百万円の支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

長期借入金の減少、配当金の支払などにより、25億55百万円の支出となりました。

以上により、当第1四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ、37億92百万円減少し、532億20百万円となりました。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（4）研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、11億37百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
A種種類株式	1,500
B種種類株式	37,500
計	100,039,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	49,355,938	49,355,938	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
A種種類株式 (当該種類株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等があります。)	1,500	1,000	非上場	(注)1~3 単元株式数 1株
計	49,357,438	49,356,938	-	-

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
- (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
修正基準
取得価額算定期間(下記3.(4)に定義する。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引のVWA Pの平均値の95%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とします。なお、取得価額算定期間中に下記3.(4)に規定する事由が生じた場合、VWA Pの平均値は下記3.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整されます。
修正頻度
平成25年11月1日以降、毎年5月1日及び11月1日
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限並びに資金調達額の下限
取得価額の下限
375円
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
41,595,555株
資金調達額の下限
15,000,000,000円(取得価額の修正により資金調達額は変動しません。)
- (4) 当社の決定によるA種種類株式の全部または一部の取得を可能とする旨の条項の有無
A種種類株式には、平成24年9月29日(同日を含む。)以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の35取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる取得条項が付されております。
上記(1)乃至(4)の詳細は、下記3.(4)及び(5)をご参照下さい。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

各所有者は、金銭及びB種種類株式対価取得請求の効力が生じる日の45取引日前までに、割当予定先が当社に対して、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求を行う意向を有している旨並びにそのA種種類株式数を書面により通知（当該通知は撤回することができない。）すること。

当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

3. A種種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

A種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）及びB種種類株式を有する株主またはB種種類株式の登録株式質権者（両者を併せて以下「B種種類株主等」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、下記に定める配当率（以下「A種配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「A種期末配当金」という。）の配当をする。なお、A種期末配当金に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

A種配当率

平成27年6月30日までの期間においては3.5%とし、平成27年7月1日以降の期間においては4.0%とする。

非参加条項

A種種類株主等に対しては、A種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

累積条項

ある事業年度においてA種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がA種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、当該翌事業年度以降、A種期末配当金並びに普通株主等及びB種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株主等に対して支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等及びB種種類株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記に定める経過A種配当金相当額を加えた額の金銭（以下「A種残余財産分配額」といい、以下同様とする。）を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種配当金相当額

A種種類株式1株当たりの経過A種配当金相当額は、A種期末配当金の額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じた金額を360で除して得られる額をいう。ただし、かかる計算上1ヶ月を30日、1年を12ヶ月からなる360日として（1ヶ月に満たない場合は経過日数を基準として）計算するものとする。

(3) 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 普通株式を対価とする取得請求権

株式対価取得請求権

A種種類株主は、平成24年9月29日（同日を含む。）以降いつでも、当社に対して、下記に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種転換請求」という。）、当社は、当該A種転換請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、下記に定める数の普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種転換請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記乃至で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本においては、上記(2)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「A種転換請求が効力を生じた日」と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。また、A種転換請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」という。）第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

当初取得価額

578円

取得価額の修正

取得価額は、平成25年11月1日（同日を含む。）以降の毎年5月1日及び11月1日（以下「A種修正日」という。）に、A種修正日における時価（以下に定義する。）の95%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。ただし、当該価額が1,156円（以下「A種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額はA種上限取得価額とし、375円（以下「A種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額はA種下限取得価額とする。

「A種修正日における時価」とは、各A種修正日に先立つ30連続取引日（以下、本において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWA Pの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記に規定する事由が生じた場合、上記のVWA Pの平均値は下記に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWA Pが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

A種取得価額等の調整

(ア) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額、A種上限取得価額及びA種下限取得価額（併せて以下「A種取得価額等」という。）を調整する。

A．普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式によりA種取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後A種取得価額等} = \text{調整前A種取得価額等} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後A種取得価額等は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

B．普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、A種取得価額等を調整する。

$$\text{調整後A種取得価額等} = \text{調整前A種取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

C．下記(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「A種取得価額等調整式」という。）によりA種取得価額等を調整する。調整後A種取得価額等は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する

普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後A種取得価額等} = \text{調整前A種取得価額等} \times \frac{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

D．当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(工)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本Dにおいて同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本Dにおいて同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後A種取得価額等とする。調整後A種取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

E．行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(工)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本Eにおいて同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後A種取得価額等とする。調整後A種取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本EによるA種取得価額等の調整は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(イ) 上記(ア)に掲げた事由によるほか、下記A乃至Cのいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後A種取得価額等、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえで、A種取得価額等の調整を適切に行うものとする。

A．合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のためにA種取得価額等の調整を必要とするとき。

B．A種取得価額等を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後のA種取得価額等の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

C．その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によってA種取得価額等の調整を必要とするとき。

(ウ) A種取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(エ) A種取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後A種取得価額等を適用する日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。

(オ) A種取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後A種取得価額等と調整前A種取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

A種転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 本店（証券代行受付）

A種転換請求の効力発生

A種転換請求の効力は、A種転換請求に要する書類が上記に記載するA種転換請求受付場所に到達したときに発生する。

普通株式の交付方法

当社は、A種転換請求の効力発生後、当該A種転換請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(5) 金銭を対価とする取得条項

金銭対価取得条項

当社は、平成24年9月29日(同日を含む。)以降いつでも、金銭対価償還日が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の35取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる(A種種類株式の一部を取得する時は、比例按分の方法による。)ものとし(以下「金銭対価償還」という。)、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に()A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに()A種累積未払配当金相当額及び上記(2)に定める経過A種配当金相当額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本においては、上記(2)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

償還係数

償還係数は、金銭対価償還日が()平成24年9月29日(同日を含む。)から平成28年9月30日(同日を含む。)までのいずれかの日である場合においては1.15、()平成28年10月1日(同日を含む。)から平成29年9月30日(同日を含む。)までのいずれかの日である場合においては1.20、()平成29年10月1日(同日を含む。)以降においては1.25とする。

(6) 金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権

金銭及び株式対価取得請求権

A種種類株主は、平成27年10月1日(同日を含む。)以降いつでも、当社に対して金銭及びB種種類株式を対価として、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし(以下「金銭及び株式対価取得請求」という。)、当社は、当該金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭及び下記に定める数のB種種類株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本においては、上記(2)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「当該金銭及び株式対価取得請求が効力を生じた日」(以下「金銭及び株式対価取得請求日」という。)と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。ただし、当該金銭及び株式対価取得請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭が、金銭及び株式対価取得請求日における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいい、以下同様とする。)を超える場合には、金銭及び株式対価取得請求日における分配可能額を限度として、金銭及び株式対価取得請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、A種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数

上記によるA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数は、金銭及び株式対価取得請求日が、()平成27年10月1日(同日を含む。)から平成28年9月30日(同日を含む。)までのいずれかの日である場合においては、金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に15を乗じて得られる数、()平成28年10月1日(同日を含む。)から平成29年9月30日(同日を含む。)までのいずれかの日である場合においては、金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に20を乗じて得られる数、()平成29年10月1日(同日を含む。)以降においては、金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に25を乗じて得られる数とする。また、金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

取得請求受付場所等

上記(4)及び(4)の規定は、本(6)による金銭及び株式対価取得請求の場合に準用する。

(7) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

株式の併合または分割

当社は、A種種類株式について株式の併合または分割は行わない。

募集株式の割当て等

当社は、A種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8) 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(9) 法令変更等

法令の変更等に伴い本規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(10) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4. B種種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

B種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「B種期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下「B種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりの下記(2)に定めるB種残余財産分配額に、下記に定める配当率（以下「B種配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「B種期末配当金」という。）の配当をする。なお、B種期末配当金に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

B種配当率

B種配当率は、B種期末配当基準日が属する事業年度中の日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式1株当たりの剰余金の配当の総額をB種期末配当基準日から起算して3取引日前の日（同日を含む。）に先立つ30連続取引日（以下、本において「B種配当率算定期間」という。）の東京証券取引所が公表する当社の普通株式の普通取引のVWA Pの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られた比率とする。なお、B種配当率算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合は、上記のVWA Pの平均値は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWA Pが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

非参加条項

B種種類株主等に対しては、B種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

非累積条項

ある事業年度においてB種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がB種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たり100,000円（以下「B種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 普通株式を対価とする取得請求権

株式対価取得請求権

B種種類株主は、いつでも、当社に対して、下記に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種転換請求」という。）、当社は、当該B種転換請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、下記に定める数の普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種転換請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記乃至で定める取得価額で除して得られる数とする。また、B種転換請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

当初取得価額

578円

取得価額の修正

取得価額は、平成27年11月1日(同日を含む。)以降の毎年5月1日及び11月1日(以下「B種修正日」という。)に、B種修正日における時価(以下に定義する。)の95%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正され(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より適用される。ただし、当該価額が781円(以下「B種上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額はB種上限取得価額とし、375円(以下「B種下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額はB種下限取得価額とする。

「B種修正日における時価」とは、各B種修正日に先立つ30連続取引日(以下、本において「取得価額算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。なお、取得価額算定期間中に下記に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値は下記に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

B種取得価額等の調整

(ア)平成24年9月29日(同日を含む。)以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額、B種上限取得価額及びB種下限取得価額(併せて以下「B種取得価額等」という。)を調整する。

A.普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式によりB種取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後B種取得価額等} = \text{調整前B種取得価額等} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後B種取得価額等は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

B.普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、B種取得価額等を調整する。

$$\text{調整後B種取得価額等} = \text{調整前B種取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

C.下記(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「B種取得価額等調整式」という。)によりB種取得価額等を調整する。調整後B種取得価額等は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後B種取得価額等} = \text{調整前B種取得価額等} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額} + \text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} \times \text{普通株式1株当たりの時価}}{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

D.当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本Dにおいて同じ。)に、株式無償割当ての場

合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本Dにおいて同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、B種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後B種取得価額等とする。調整後B種取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

E．行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本Eにおいて同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、B種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後B種取得価額等とする。調整後B種取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本EによるB種取得価額等の調整は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(イ) 上記(ア)に掲げた事由によるほか、下記A乃至Cのいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後B種取得価額等、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、B種取得価額等の調整を適切に行うものとする。

A．合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のためにB種取得価額等の調整を必要とするとき。

B．B種取得価額等を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後のB種取得価額等の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

C．その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によってB種取得価額等の調整を必要とするとき。

(ウ) B種取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(エ) B種取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後B種取得価額等を適用する日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWA Pの平均値とする。

(オ) B種取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後B種取得価額等と調整前B種取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、B種取得価額等の調整はこれを行わない。

B種転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 本店（証券代行受付）

B種転換請求の効力発生

B種転換請求の効力は、B種転換請求に要する書類が上記 に記載するB種転換請求受付場所に到達したときに発生する。

普通株式の交付方法

当社は、B種転換請求の効力発生後、当該B種転換請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(5) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

株式の併合または分割

当社は、B種種類株式について株式の併合または分割は行わない。

募集株式の割当て等

当社は、B種類株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 譲渡制限

B種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(7) 法令変更等

法令の変更等に伴い本規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(9) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成26年9月29日 (注)1	-	49,357,438	-	20,873	105	105

(注)1. 資本剰余金を原資とする剰余金の配当に伴う積立による増加であります。

2. 平成26年11月5日付でA種類株式500株を取得後、同日付で消却したことに伴い、発行済株式総数及びA種類株式数はそれぞれ500株減少しております。なお、これに伴う資本金及び資本準備金の増減はありません。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容の確認ができないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種類株式 1,500	-	A種類株式の内容は、「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,329,100	493,291	-
単元未満株式	普通株式 23,838	-	-
発行済株式総数	49,357,438	-	-
総株主の議決権	-	493,291	-

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(株)アルバック	茅ヶ崎市萩園2500	3,000	-	3,000	0.01
計	-	3,000	-	3,000	0.01

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	57,669	53,772
受取手形及び売掛金	46,341	50,517
商品及び製品	4,068	4,455
仕掛品	21,392	22,203
原材料及び貯蔵品	8,892	9,897
繰延税金資産	1,774	1,535
その他	6,006	4,228
貸倒引当金	360	354
流動資産合計	145,783	146,252
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	38,511	38,739
機械装置及び運搬具(純額)	15,689	15,249
工具、器具及び備品(純額)	1,386	1,412
土地	8,476	8,476
リース資産(純額)	514	538
建設仮勘定	2,325	2,692
有形固定資産合計	66,901	67,106
無形固定資産		
リース資産	181	168
ソフトウェア	1,120	1,037
その他	3,709	3,664
無形固定資産合計	5,010	4,869
投資その他の資産		
投資有価証券	4,130	4,120
差入保証金	1,936	1,939
繰延税金資産	2,384	2,528
その他	5,549	5,571
貸倒引当金	901	896
投資その他の資産合計	13,097	13,261
固定資産合計	85,008	85,237
資産合計	230,791	231,489

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	28,700	28,331
短期借入金	69,242	69,932
リース債務	338	344
未払法人税等	1,473	989
前受金	9,785	9,184
繰延税金負債	51	34
賞与引当金	1,043	1,932
役員賞与引当金	245	80
製品保証引当金	1,593	1,800
受注損失引当金	581	501
その他	9,097	8,865
流動負債合計	122,148	121,993
固定負債		
長期借入金	20,364	18,824
リース債務	648	640
繰延税金負債	1,850	1,943
退職給付に係る負債	11,759	8,007
役員退職慰労引当金	720	440
資産除去債務	340	341
その他	723	1,017
固定負債合計	36,404	31,213
負債合計	158,552	153,206
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,873	20,873
資本剰余金	37,100	22,246
利益剰余金	8,510	27,096
自己株式	10	10
株主資本合計	66,474	70,205
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	372	367
為替換算調整勘定	1,925	4,162
退職給付に係る調整累計額	1,389	1,367
その他の包括利益累計額合計	908	3,162
少数株主持分	4,856	4,917
純資産合計	72,238	78,284
負債純資産合計	230,791	231,489

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 1 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 7 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)
売上高	42,834	39,245
売上原価	32,228	29,920
売上総利益	10,606	9,325
販売費及び一般管理費	7,187	7,293
営業利益	3,419	2,032
営業外収益		
受取利息	24	72
受取配当金	164	133
受取手数料	10	13
受取賃貸料	78	78
スクラップ売却益	516	384
その他	285	179
営業外収益合計	1,078	860
営業外費用		
支払利息	349	268
持分法による投資損失	21	19
その他	149	194
営業外費用合計	520	480
経常利益	3,978	2,411
税金等調整前四半期純利益	3,978	2,411
法人税、住民税及び事業税	709	800
法人税等調整額	259	111
法人税等合計	450	910
少数株主損益調整前四半期純利益	3,528	1,501
少数株主利益	187	141
四半期純利益	3,340	1,360

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,528	1,501
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	71	6
為替換算調整勘定	593	2,434
退職給付に係る調整額	-	23
持分法適用会社に対する持分相当額	9	5
その他の包括利益合計	673	2,455
四半期包括利益	4,201	3,956
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,976	3,614
少数株主に係る四半期包括利益	225	342

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,978	2,411
減価償却費	1,799	1,877
貸倒引当金の増減額(は減少)	415	38
賞与引当金の増減額(は減少)	920	874
退職給付引当金の増減額(は減少)	148	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	50
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	35	280
製品保証引当金の増減額(は減少)	47	162
受注損失引当金の増減額(は減少)	535	82
受取利息及び受取配当金	188	206
支払利息	349	268
売上債権の増減額(は増加)	7,205	3,008
たな卸資産の増減額(は増加)	99	1,331
仕入債務の増減額(は減少)	736	929
前受金の増減額(は減少)	3,079	1,152
未払消費税等の増減額(は減少)	340	49
その他	2,223	2,338
小計	8,076	904
利息及び配当金の受取額	185	205
利息の支払額	342	264
法人税等の支払額	875	1,940
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,044	1,095
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	336	494
定期預金の払戻による収入	126	645
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,001	1,072
その他	41	29
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,251	892
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	19	2,014
長期借入れによる収入	3	200
長期借入金の返済による支出	4,282	3,345
配当金の支払額	0	1,050
その他	283	374
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,543	2,555
現金及び現金同等物に係る換算差額	165	750
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,414	3,792
現金及び現金同等物の期首残高	44,204	57,012
現金及び現金同等物の四半期末残高	45,618	53,220

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記)

(連結の範囲の重要な変更)

当第1四半期連結会計期間より、愛発科真空設備(上海)有限公司を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が3,693百万円減少し、利益剰余金が3,421百万円増加しております。なお、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
ULVAC GmbH	53百万円 (EUR 377千)	52百万円 (EUR 372千)

2 コミットメントライン契約

当社は、以下のとおり貸出コミットメント契約を締結しております。

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)	
当社は、銀行8行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。		当社は、銀行8行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりであります。	
貸出コミットメントの総額	50,000百万円	貸出コミットメントの総額	50,000百万円
借入実行高	26,500	借入実行高	26,500
差引額	23,500	差引額	23,500

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	46,230百万円	53,772百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	612	552
現金及び現金同等物	45,618	53,220

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年7月1日至平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円) (*)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)(*)	基準日	効力発生日
平成26年9月26日 定時株主総会	A種種類株式	1,050	その他 資本剰余金	700,000	平成26年6月30日	平成26年9月29日

(*)当社定款に定められた累積条項に従い、平成25年6月期の配当額525百万円(1株当たり350,000円)と平成26年6月期の配当額525百万円(1株当たり350,000円)とを合わせた金額であります。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成26年9月26日開催の定時株主総会に「剰余金の処分の件」について付議し、同株主総会にて承認可決されました。これに伴い、会社法第452条の規定に基づき、平成26年9月29日をもって以下のとおりその他資本剰余金及び別途積立金の額を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えております。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 13,804,226,474円
別途積立金 30,206,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 44,010,226,474円

また、当第1四半期連結累計期間の期首より、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、期首の利益剰余金の額が3,421百万円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	真空機器事業	真空応用事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	35,099	7,736	42,834	-	42,834
セグメント間の内部売上高 又は振替高	483	235	719	(719)	-
計	35,582	7,971	43,553	(719)	42,834
セグメント利益	2,852	586	3,438	19	3,419

(注)1. 調整額は、セグメント間取引消去額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年7月1日至平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	真空機器事業	真空応用事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	31,564	7,681	39,245	-	39,245
セグメント間の内部売上高 又は振替高	414	211	625	(625)	-
計	31,977	7,893	39,870	(625)	39,245
セグメント利益	1,215	797	2,012	20	2,032

(注)1. 調整額は、セグメント間取引消去額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	65円03銭	24円91銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,340	1,360
普通株主に帰属しない金額(百万円)	131	131
(うち優先配当額(百万円))	(131)	(131)
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,209	1,229
普通株式の期中平均株式数(千株)	49,347	49,347
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	43円75銭	21円59銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額	131	131
(うち優先配当額(百万円))	(131)	(131)
普通株式増加数(千株)	27,011	13,657
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

A種種類株式の一部取得及び消却について

当社は、平成26年9月10日開催の取締役会において、下記のとおりA種種類株式の一部につき、当社定款第12条の2の規定に基づき金銭を対価とし取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決定し、平成26年11月5日付で当該取得及び消却を行っております。

(1) 取得の理由

種類株式に係る配当負担を軽減するとともに償還係数の上昇による償還金額の増加を抑制するため。

(2) 取得の内容

取得先	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合
取得株式の種類及び数	A種種類株式 500株
1株当たりの取得価額	11,621,527.777円
取得価額の総額	5,810,763,888円

(注) 取得価額は、払込金額の115%の額に日割による経過配当金相当額を加算したものであります。

(3) 取得及び消却の日程

株主への通知日	平成26年9月10日
取得日	平成26年11月5日
消却日	平成26年11月5日

(4) 消却後の発行済A種種類株式数

発行済株式総数	1,500株 (平成26年9月30日現在)
今回消却株式数	500株
消却後の発行済株式数	1,000株

(5) 消却後の純資産への影響額

減少するその他資本剰余金の額	5,810,763,888円
----------------	----------------

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月11日

株式会社 アルバック
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 齊藤 剛
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 椎野 泰輔
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルバックの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルバック及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年11月5日付でA種種類株式の一部取得及び消却を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。